

欧米現地プロモーション同行支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1 外国人旅行者の誘客の促進を図るため、県が実施する欧米における現地プロモーションへ同行する県内観光事業者の参加に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で欧米現地プロモーション同行支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2 補助対象者は、別表1に定める県内観光事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 県税に未納がある者

(3) その他知事が適当でないと認める者

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる事業を行う場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教もしくは政治的目的のための活動と認められる事業

(2) 公序良俗に反する事業

（補助対象事業等）

第3 補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助限度額及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

2 補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の申請については一つの補助対象事業につき1回の申請とし、原則二つの補助対象事業までの申請を上限とする。

（交付の申請）

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、欧米現地プロモーション同行支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（事前着手）

第5 交付申請者は、補助金の交付の決定があった後でなければ当該事業に着手してはならない。ただし、事業の性質から早期に着手する必要がある経費については、欧米現地プロモーション同行支援事業補助金事前着手届（様式第2号）により、知事に届け出るものとする。

（交付の決定）

第6 知事は、第4の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、交付申請者に通知する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取り下げ）

第7 補助金の交付の決定通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に欧米現地プロモーション同行支援事業補助金交付申請取下書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ欧米現地プロモーション同行支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の 20 パーセント以内で増減する場合（補助金の額の増額を伴わない場合に限る。）を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合を除く。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ欧米現地プロモーション同行支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9 補助事業者は、補助事業が完了（又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の 3 月 18 日のいずれか早い日までに欧米現地プロモーション同行支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10 知事は第9の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8第1項に規定する承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11 補助金は第10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、欧米現地プロモーション同行支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12 知事は、第8第2項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この本要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の処分・指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に対して不正、怠慢及びその他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、法令に違反した場合

(帳簿の整備)

第 13 補助事業者は、補助事業の帳簿及び全ての証拠書類を整備するとともに、他の事業と区分して経理することで常にその収支を明らかにし、事業完了日（又は中止若しくは廃止の承認を受けた日）の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第 14 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第 3 者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定は補助事業の完了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 15 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第 16 知事は、対象事業者に対して、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求める事ができる。

第 17 この要綱に定めるもののほか、本補助金に関し必要な事項は、別に定める。

(適用期日)

附 則 本要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から適用する。

(別表 1)

補助対象者	
県内に本店及び支店（又は営業所、営業拠点等）を有し、県内への誘客促進又は観光消費の拡大に資する実績又は計画を有する以下の事業者とする。 (1) 旅行業者 旅行業法第 3 条の規定による登録を受けた者をいう。 (2) 宿泊事業者 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定による許可を受けた者をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 27 条第 1 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。 (3) 交通事業者 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）に定める大分類 H－運輸業、郵便業に該当する事業のうち、旅客の運送に係る事業を営む者をいう。 (4) 飲食事業者 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者をいう。ただし、営業停止処分等を受けている店舗又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。 (5) 体験型コンテンツ提供事業者 旅行者を対象とした体験型コンテンツの提供を自ら行っている体験型コンテンツ提供事業者をいう。	

(別表 2)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	詳細及び制限
ATWS2026 (Adventure Travel World Summit Québec 2026)	出展に係る登録料	定額	1 事業者あたり 500,000 円を上限とする。	
ITB Berlin2027 (Internatio nale Tourismus- Börse2027)	出展に係る登録料	定額	1 事業者あたり 450,000 円を上限とする。	
長野県訪日旅行商談会（米国・カナダ）	①海外渡航に係る往復の航空運賃	2/3 以内	1 名あたり 400,000 円を上限とする。なお、1 事業者につき 2 名を上限とする。	①海外渡航にかかる往復の航空運賃 ・日本国内を出発地とする往復を原則とする。

	②宿泊費（国内経費を除く）			・渡航日は、補助対象事業の開催期間、準備・片付けに要する期間及び事業内容を考慮した上で、必要と認める日とする。 ・また、エコノミークラスの利用を原則とする。 【対象となる経費】 ・燃油サーチャージ（燃油特別付加運賃） ・空港施設使用料 ・旅客保安サービス料 ・海外空港税（出入国税） ・航空保険料（航空保険特別料金） 【対象とならない経費】 ・航空会社ラウンジ利用料、 ・国際観光旅客税 ②宿泊費（国内経費を除く） ・1泊の上限額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条に規定する別表第二の二における職務の級が十級以下の者の宿泊費基準額（1泊あたり）を準用する。 ・対象期間は、補助事業の準備を行う日の前日から、片づけを行う日の当日までとする。
--	---------------	--	--	--

注）国又は（公社、公団、公庫等の）政府機関の補助金等の交付を受けた場合又は受ける予定の事業は、補助金相当額を控除した額を算定の基準とする。

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき